

面接時間

1. 聞きたいことは山ほどある
2. 与えられた・確保できる時間、集中力には限界がある
3. 何を話したかを振り返り、記憶・記録されることが重要
4. 有意義なやりとりのために全体をコーディネートする必要がある
 - *一幕の劇を共に演じることに似ている
 - *沈黙を活用する、同席者と共に行う
5. 時間は面接の目的によって異なる
 - *様々な目的：報告や確認、治療・セラピー、インタビュー・調査、重要な決定
二次面接に参加する限り、1時間半程度が適当ではないか。

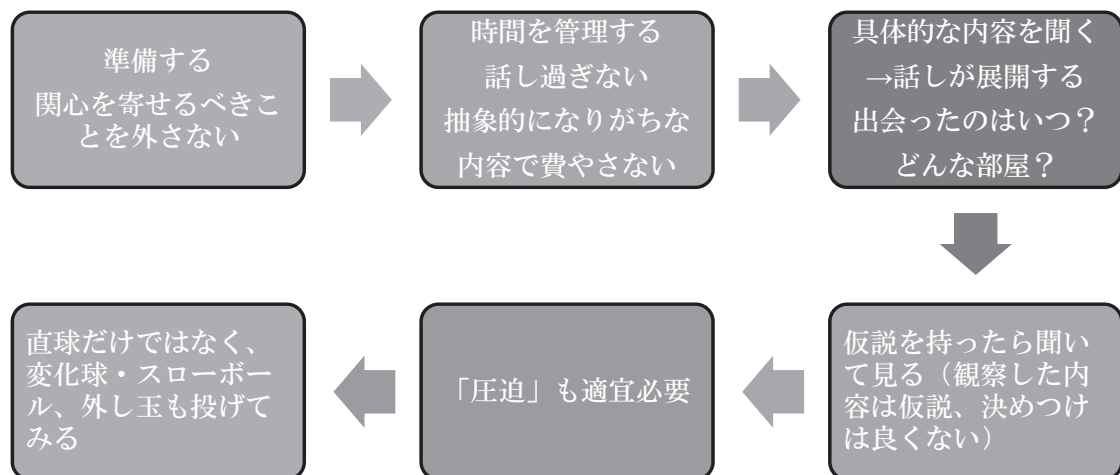
面接の開始と終了

- | | |
|---|--|
| 1. 感謝の表明 | 1. 感謝の表明 |
| 2. 目的の説明・確認 | 2. 聴き取った内容などを
どう受け取ったかを簡
潔に、且つ、配慮を
もって伝える |
| 3. 共に行う「作業内容」
や全体の流れ、終了時
間の目安、配慮事項な
どを伝えることも重要 | 3. 今後の見通しや予定を
告げる |
| 4. 当日のこの場所に至る
までのプロセスに思い
巡らす | |

面接で行うこと

語られる内容の聞き取り	•客観的事実↔受け止め↔伝えたい内容 ※それぞれ異なる
観察	•時間への姿勢、あいさつ、座り方、視線、口調、間、服装、共感、緊張と弛緩、持ち物、表情、情緒・感情・波、価値観・・・
承認	•生き方、考え方、対処、経過、希望、関係・・・存在など
教育	•情報提供、教示、課題の付与、提案、ルールの確認・・・
信頼関係の醸成	•誠実な対応、自己開示、秘密保持・・・パートナーシップの形成

質問の重要性、効果、留意点



※複数で行うことが基本、承諾が得られる場合には観察者を置く。あまり多人数は望ましくない

一次面接のポイント

1. 出会いとして大切にしたい
2. 「基本的な情報」を確実に収集したい

※事前に記入して貰ったものにそって聴き取る
 ※本人記入票には余白を設けて置く
 ※事実と所見は分けて記入する

※別に詳細に扱う

<p style="text-align: center;">基本的な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生年月日生活歴、出生家族の状況（父母、きょうだい、住居、思出…）、学歴、職歴、仕事、結婚歴… • 結婚の経緯、パートナーをどう見ているか • 自己像、価値観、宗教、趣味… • 養子を迎えたい理由、現在に至る経過、共有の仕方 • 現在の状況 • 希望する子ども、その理由、将来予測、危機の対処 • 現在の家族状況、現在の生活、経済、時間の使い方、空間、公私とのつながり… • その他 	里親登録を巡る経緯
	他のあっせん機関との関わり
	自機関とのやりとりの経緯

二次面接のポイント

1. 一次面接における内容をどう受け止めたか
 同 どう共有したか
 同 どう対処、行動したか
2. 一次面接で取り扱った内容のうち、大切なこと、漏れがあったこと、更に詳しく聞きたいことなどについて聞いて行く

※ 繰り返しきくことで、確かめられ、はっきりし、定着する

何故、私たちは、子どもを迎えようとしているのか？それが人生の選択として適切なのか。

三次面接が必要となる場合

1. 一次面接と二次面接との評価が異なる場合
2. 特に両面接の実施者が異なる場合

※ 申込者の納得やこれからのためにも必要である

※ 自分の幸福追求に関心が集中し、振り返る力が弱く、子どもや実親の権利に関心が薄い人。或いは、何らかの理由で追い詰められている人は、意に沿わない判断をした相手を攻撃する。

それ以上に怖いのは、手段を選ばずに子を得ようとし、且つ、そのような人が悪質・低質なあっせんの場合から子どもの紹介を受けるに至ることである。

家庭訪問のポイント

1. 子どもを養育する場所、生活の場所を見ておくことは果たすべき責任であろう
2. 面接で得た印象・認識と一致する→よりはっきりする→場合によっては別な面を見いだす→誤りを防ぐ
3. 「来てくれた」「労してくれた」体験は、信頼感の醸成やチーム作りに貢献する
4. 子どもとの暮らしをイメージできるので、支援が現実的・効果的なものになる
5. 夫婦以外の家族メンバーがいる場合には、家族面接を行う→個人に託す、夫婦に託す、家族に託す、地域に託すという複数の側面があることに着目すべきである

養親希望者の傷つきや課題

1. 連鎖論は多くの方が支持しており、考慮すべきである
2. 「出生家族」の体験が、「創設家族」のあり方や養育に影響を与えることは間違いない
3. しかし、一方で困難な経験を乗り越えている人は多い。「リジリエンス」という考え方にも注目したい。
4. 出来事にどう対処したか、それを今どう受け止めているか、それをどう共有しているかが重要

ア 対処の仕方に、能力、価値観、生き方が現れるのではない
イ だから、事実を聞くだけではなく、どう考え、どうしたかを聞く
ウ 「自己開示」の度合いにも注目する ちょうど良いことが重要
エ 人々は体験から学んで生きている
オ これを聞き、敬意を払い、承認することは、信頼をつくる
カ 子どもが居ない→迎える ことも対処である。この方にとって、これが適切な行動であるかどうかを考える上で役に立つ

不妊から現在まで

1. 個人でどう受け入れたか
2. 夫婦でどう共有したか
3. どう治療に取り組んだか
4. 治療の過程を今、どう評価しているか
5. 非血縁の子どもを養育するという選択に至った経緯
6. この方向転換に影響を与えたもの、内容、人
7. この決断の共有の仕方、範囲、温度差
8. 児童相談所との関わり、内容、学んだこと、評価・
9. 他の斡旋団体との関わり、同上
10. 知るきっかけ、問い合わせ、申し込み、現在

語ることで、
取り扱われる

カウンセリング効果
共感、承認
治療、エンパワメント、教育

子を得る→育てる
転換を促す

今後予想される課題

「子どもを迎える」「子どもを迎えた」を予想する

1. どんなことを予想したか？
2. どんな準備をしたか？
3. どんなことを教示されているか？情報を得ているか？
4. どんな変化が生じたか？

※ 予想される出来事・場面を示し、これへの対処について聞くことも有効

現実感が
無いこと
は当然

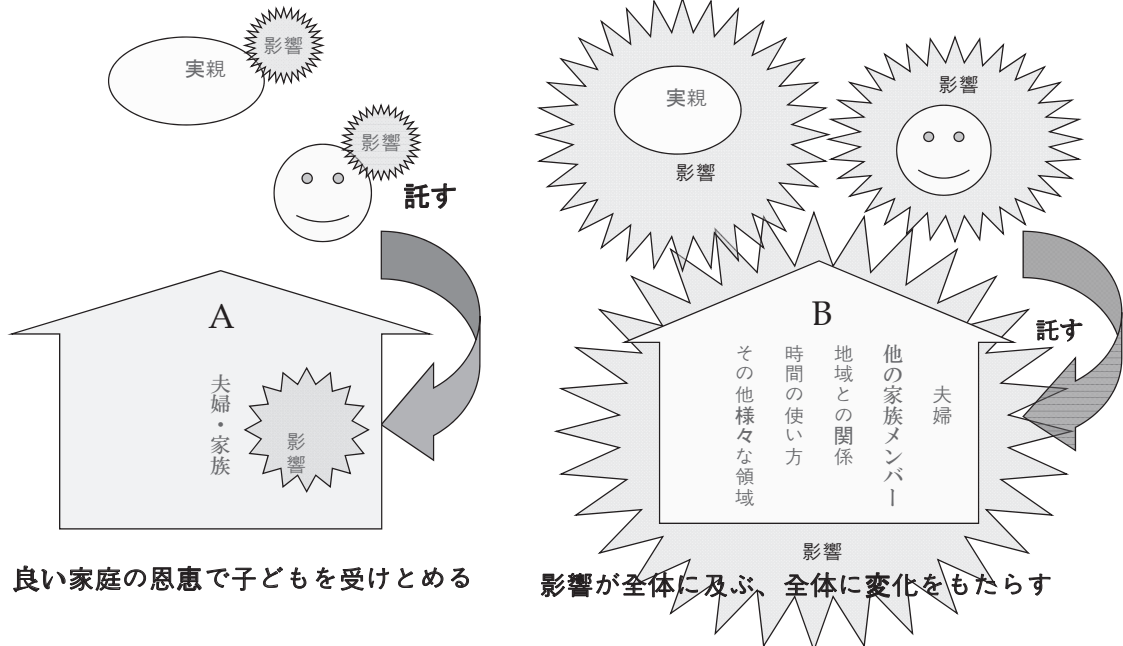
現実感が
無さ過ぎ
ることは
指標

優等生的
な回答が
多くなる

5 夫婦、親子、家族を 「見たてる」ポイント

子どもを託すとは

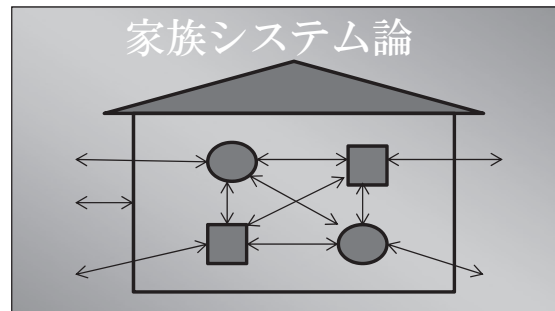
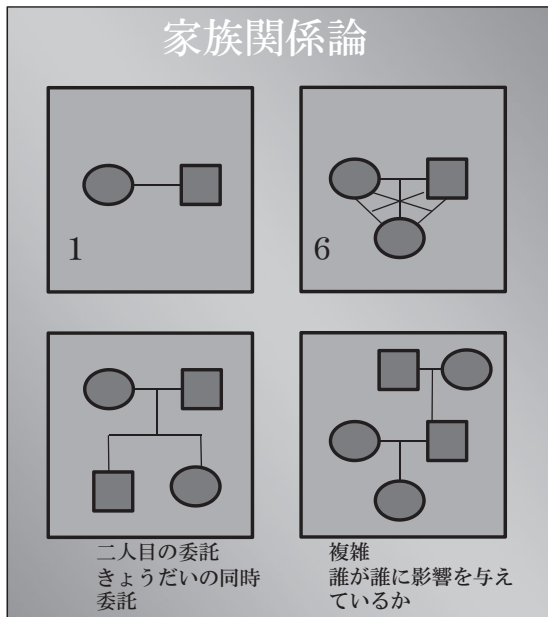
夫婦が子どもを受け入れることに留まらない



※新しいメンバーが加わり、別な家族・新しい家族を作ること
 激震が生じる、危機となる、安定が損なわれる。家族メンバー不幸になることもある

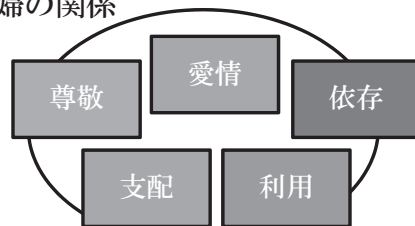
様々な理論を活用すべき

例



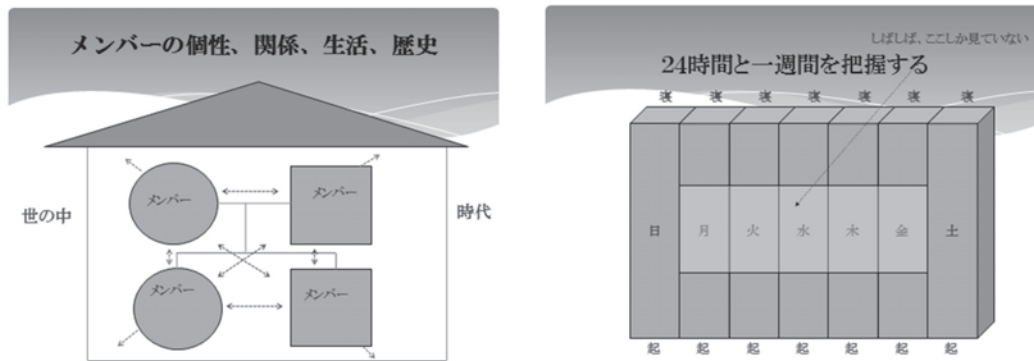
※互いに影響を与え合う部分と全体

夫婦の関係



理想と現実とは異なる。様々な形がある。しかし…

家族を見る



子どもを託してはならない人

失礼な話しではあるが、子と母親の権利を代弁して、あえて表現する

1. 自分の幸福追求が優先されて、子どもの権利・実親の権利、支援者の権利を尊重できない人
2. いい人ではあっても、安定感、生活能力、コミュニケーション能力、問題解決能力、社会関係、年齢・健康・経済状況などにおいて自信が持てない人
3. 他の人の力を借りられない人
子どもを育てる＝たくさんに人、力を借りること
4. 自分の子どもを託せるとは思えない人
5. 子どもと実親に推薦できない人



* 子どもと実親の命と人生を良きものにする働きに共に取り組むパートナーではない
* 子ども、実親のみならず、子どもを迎えた本人たちも幸せになってもらえないと思えない

平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

分担研究報告書

日本の国際養子縁組の実態と課題

研究分担者 平田 美智子（和泉短期大学）

研究協力者 姜 恩和（首都大学東京） 菊池 緑（養子と里親を考える会）

高倉 正樹（読売新聞社） 益田 早苗（東京成徳大学）

研究要旨：日本の国際養子縁組に関して、国際養子縁組の実践を行っている民間機関とアメリカ大使館等を訪問調査し、実態を把握する事を研究目的とした。その結果、民間機関はアメリカ合衆国でハーグ条約に基づく認可を受けた機関と提携・連携して養子縁組の実務を行っており、養親候補者は厳しい審査を受け認定されており、障がい児などを受け入れる用意のある家庭であることが判明した。しかし、国際養子縁組は、「子どもの権利条約」等の原則から言うと、国内で養親・里親が見つからない場合に限って、施設養護に代わる救済措置であるとされている。日本では、養子縁組機関同士が連携し、情報交換を行い養子となる子どもを養親候補者と広域でマッチングするシステムが存在しない為、国内養子優先を実行する事ができないのが課題とされた。

A. 研究目的

国際養子縁組（子どもが養子縁組を目的に国外に移り住むこと）に関しては、毎年一定数の子どもが日本から国外に出ていることは認識されているが、国の中央当局がないため、国際養子縁組数、子どもの背景、養子縁組あっせんの手続き、養子縁組後のフォローアップなど実態が明らかにされていない。本研究では日本における国際養子縁組の実態を把握し、課題を整理する事を目的とする。

B. 研究方法と倫理的配慮

研究方法は、国際養子縁組を実際に扱う民間養子縁組機関を訪問調査し、機関全体の特徴と実際取り扱った国際養子縁組の事例を分析し、特徴を捉えることとした。なお、民間機関の調査項目を決定する前に、最近の国際養子縁組の動向を知る目的で、米国大使館と代表的な民間機関を訪問し、ヒヤリングを実施した。さらに海外養子縁組調査班にも属している研究協力者より、韓国とフランスの実践に関し、報告を得た。一般的な国際養子縁組の定義、世界の動向、原則、法的枠組みに関しては、文献調査で補った。

倫理的配慮であるが、調査項目に関しては日本女子大学の調査倫理委員会の審査を受けた。調査結果の公表では、国内の養子縁組機関は個人や機関が特定されないよう配慮を行った。

C. 研究結果

1. 国際養子縁組の定義と今世紀に入っの動向

1) 国際養子縁組の定義

本研究における国際養子縁組とは、養子縁組を目的に子どもが出身国（常居国）を離れ養親の住む受入国（常居国）へ移動することを意味する。法的養子縁組は児童の出身国で行われる場合と、受入国に移動して後に行われる場合がある。子どもの出身国で、児童とは国籍の異なる養親と養子縁組し、子どもの出身国に住み続けることは、ここでは涉外養子として扱い、国際養子縁組の範疇には加えない。

歴史的に見て、国際養子縁組は、戦争などで親を失った子ども（孤児）の緊急の救済措置として、第1次世界大戦後ヨーロッパの子どもがアメリカ合衆国に養子として渡ったことから始まり、第2次世界大戦直後は日本や韓国の子どもがアメリカ合衆国に養子として迎えられた経緯がある。

その後も、戦争や紛争、政権交代等を背景に、孤児が国際養子縁組に出されるという事が続いたが、戦後豊かになった社会で、親が育てるのが困難という理由で国際養子に出される子どもが出てきた。例えば、婚外子、未婚の母の子ども、障がい児、女兒であるなどで、社会的偏見や養育支援の欠如により、国際養子縁組を選択する親が出てきたのである。一方、先進国では少子化で希望する数の子どもが持てない夫婦や、結婚はしないが子どもが欲しいという女性が増え、養子縁組を希望する人たちが増加してきた。自分の国で養子縁組を申し込んで待っていても、なかなか順番が回ってこない、あるいは乳幼児の養子を希望するが健康な乳幼児は養子縁組の候補に上ってこない、などの理由で、海外の子どもとの養子縁組に活路を見出すようになる。本来、自国でケアする事の出来ない子どもの緊急的救済措置として始まった国際養子縁組だが、健康な乳幼児を、子どもを希望する親に供給する手段となり、その間に養子縁組あっせん団体が介入し、中にはビジネス化する団体も現れた。あっせん団体は、養子の送り出し国にネットワークを持ち、韓国のように未婚の母を收容する施設を作り大量の乳児を確保する、あるいは貧困家庭を回り、乳幼児の提供を呼びかけるなど、子どもの確保に努めるようになった。

また、最近ではハリウッドの映画スターなどが国際養子で迎えた子どもを紹介するなど、国際養子縁組が一種のファッションとなり、一般の人々の間でも国際養子縁組が広まってきた。そうになると、養子縁組団体は子どもの獲得合戦に終始するようになり、中には子どもの連れ去りや誘拐、人身売買まがいの行為も見られ、子どもの人権を守る立場から批判が出るようになった。このように、子どもの生きる権利を守るはずの国際養子縁組が、子どもの権利を奪う結果にならないように、国際的な取り決めを決めて国際養子縁組を遂行する、というのが現在の流れである。本来は、自国でケアすべき子どもを、必要な場合は国際養子縁組という国際的な救済手段でケアするというのが、国際養子縁組の原則である。国際養子縁組をめぐるのは、子どもの人身売買や取引という権利侵害と否定的にみる見方もあるが、親が育てられない子どもに世界が助け合って家庭環境を提供する贈り物（global

gift) ととらえる見解もあり、意見が分かれている。

2) 国際養子縁組の動向

国際養子縁組の主な動き¹⁾であるが、まず、1970年代朝鮮戦争・ベトナム戦争の戦災孤児や混血児が韓国・ベトナムからアメリカ合衆国へ養子として渡り、後にタイやインドから欧米各国に養子となる子どもが増えた。1980年代には、政情不安定なラテンアメリカやカリブ諸島から主にアメリカ合衆国への養子縁組が盛んになった。1990年代には、グローバル化の影響で、東ヨーロッパ諸国の政権崩壊により、ルーマニアなど施設に収容されていた子どもがアメリカ・ヨーロッパの各国に養子となった。さらに、1990年中ごろには、ソビエト連邦の崩壊によりカザフスタン、ウクライナからの養子が顕著になり、ロシアからの養子も盛んになった。

21世紀に入ると、インターネットを活用した国際的ネットワークが整い、2004年まで国際養子は増加し続けた。主な養子の送り出し国は中国、ロシア、グアテマラ、エチオピアで、主な受入国はアメリカ合衆国、スペイン、フランス、イタリア、カナダなど欧米諸国であった。

しかし、2004年をピークに送り出し国の事情で、国際養子の数は減少している。背景には、送り出し国の事情の変化が影響しており、例えば国際養子に出す前に、国内の養子縁組を考慮することや国内の施設を整備する事、さらに未婚の母や家族への支援を手厚くすることにより、子どもが海外に出なくても、家族と暮らせる環境が整うようになったことが考えられる。国によっても異なるが、例えば韓国は少子社会で子どもが貴重であること、養子に出た子どもが成人してアイデンティティやルーツの問題を訴えるようになったことも政策に影響した。中国では、欧米の養親申込者に独身女性やレスビアンのカップルが増加し、国際養子に対しネガティブな意見が出るようになったことと、高度成長で中国の人々の暮らしもよくなり、国内の福祉制度も整ってきたことなどがある。政治的な事を言えば、ロシアのプーチン大統領が、政治的な駆け引きで、米国への国際養子を全面的に禁止するとの決定を行ない、米国の養親候補者たちが訴える様子がテレビで放映された事もある。このように、国際養子に出る子どもの数は、2004年より減少し、出身国の地域はアジアからアフリカへとシフトしている。人気映画俳優が国際養子を迎えたというエチオピアは、2012年にはアメリカ合衆国への送り出し国として中国(2,697人)に次ぐ2番目の数の子ども(1,568人)の送り出し国となった。

国際養子の受け入れ国側の事情としては、国際養子縁組を以前のように活発に行なえないような規制が設けられるようになった。世界の国際養子縁組の約半分を占めるアメリカ合衆国は、2008年にハーグ国際養子条約を批准し、条約に加盟していない国からの国際養子が困難になっている。例えば、ベトナムはハーグ条約に入っていないことと、子どもの人身売買が問題となり、アメリカ合衆国への国際養子はしばらく停止となった。同様に、グアテマラは子どもの誘拐などが懸念され、ネパールでは子どもの実親からの同意書の取

り方が問題となり、両国からの国際養子は活発ではなくなった。国際養子縁組に関し、国際間で取り決めをきちんと決め、制限をしながらも、救済が本当に必要な子どもに限定していくというのが、21世紀に入った国際養子縁組の傾向である。

2. 国際養子縁組の原則と法的枠組み・実践

1) 国際養子縁組の原則と法律

歴史的に、孤児や親が育てられない子どもの緊急的人道的救済としてスタートした国際養子縁組であるが、20世紀終わりから今世紀初めにかけて、子どもを養子に迎えたい大人のための手段という側面が強調され、子どもの権利侵害が報告されるようになった²⁾。さらに、国際養子縁組の正確な数や実態に関しては、正確な把握が困難であり、特に子どもを手放す実親に関する調査が少ないため、どうして海外に子どもを養子に出さなくてはならなかったかの理由が明確にされていない。これは日本の国際養子縁組に関しても当てはまり、豊かになり福祉制度も整い、シングルマザーに対する偏見も少なくなったとされる日本において、毎年一定数の子どもが米国はじめ海外に養子として出されるのか、という問いに関して、実親からの発言や調査研究は極めて少ない。

子どもから自国で育つ権利を奪ってはいけなさと、養子縁組、特に国際養子縁組に関してはいくつかの法的取り決めがある。その代表的なものは、日本も批准している「国連子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child, CRC と略)」（1989年採択）である。条約の第21条(a)項では、養子縁組は権限ある機関によってのみ認可されるが、その際は親、親族および法定保護者などがカウンセリングを受けたのち、十分に理解して養子縁組の同意を行うこととある。さらに国際養子縁組に関し、第21条(b)項で、「国際養子縁組は、子どもが里親家族もしくは養親家族に託置されることができない場合、または子どもがいかなる適切な方法によってもその出身国において養護されることができない場合には、子どもの養護の代替的手段とみなすことができることを認めること」とあり、国内養護優先の原則が示されている。国際養子縁組を実行するのは、「権限ある機関または組織によること」(21条e項)、ならびに「関与するものは金銭上の不当な利得」を得ることのないような措置をとること(21条d項)が確認されている。つまり、子どもを養子縁組に出す前に、親はカウンセリング相談などを受け、十分に熟慮した上で、養子縁組に同意すること、そして子どもの自国で養親あるいは里親を捜し、どうしても見つからない時に初めて国際養子が検討される、ということが原則になっている。

国際養子縁組に特化した国際条約としては、1993年「国際養子縁組における子の保護及び協力に関するハーグ私法条約」(「ハーグ条約」と略)が挙げられる。条約の目的は、第1条にある通り、「a.国際養子縁組が子の最善の利益に基づき、かつ、国際法により認められた子の基本的権利を尊重して行われることを確保するための保障措置を定める」こと、さらに、「b.子の奪取、売買および取引を防止するための締約国間の協力の制度を定めること」とある。ハーグ国際養子条約で扱う国際養子縁組とは、第2条にある通り、ある締約国(出

身国)に常居所を持つ子どもが、他の締約国(受入国)に常居所を持つ養親と養子縁組する場合をさす。2国以上が関係する養子縁組のため、国際間の連絡調整や手続きを実行する機関として、養子の出身国、受入国それぞれに中央当局(外務省など)が設定され、国際養子縁組の実務に関し団体などを認可し監督する(第6条)。この中央当局の機能を公的な認可団体が行うことも可能である。日本で比較的多い、涉外養子(例えば、日本に常居所のあるアメリカ国籍の夫婦が、日本に常居所のある日本国籍の子どもを養子とする)に関しては条約の適用がない。ハーグ条約では、子どもの出身国の中央当局の役割(国際養子縁組のための要件を満たしているか確認し、報告書を作成する)と、受入国の中央当局の役割(養親申請者の審査と報告書の作成、送付)にも言及し、中央当局同士が密接に連絡調整を行い、子どもの移動・託置を進めるとある。

2) 国際養子縁組の実践とソーシャルワーカーの役割

国際養子縁組の実践に関しては、1996年7月ICSW第27回国際会議特別分科会で承認された「国内・国際養子縁組および里親家庭養育に関する実務のガイドライン」(Guidelines for Practice on National & Intercountry Adoption & Foster Family Care、ガイドラインと略)³⁾が、現存する最も整った実務家向けのガイドラインを提示している。原則として、養子縁組を考慮する前に実家庭や拡大家族の中で子どもの養育を検討すべきであること、そしてそれが不可能な場合に、子どもには自国内での養子縁組が優先され、国際養子縁組は出身国内で養親が見つからない場合の代替手段として考慮されるとある。日本の場合、国内での養子縁組が十分検討されたとは言えないまま、国際養子縁組が進められることがあり、課題となっている。ここで注目したいのは、国内養子縁組と国際養子縁組の手続きが全く別のものでなく、国内養子縁組手続きの延長線上に国際養子縁組の実務が説明されていることである。原則は、国際養子縁組の実務は、国内養子縁組の手続きを丁寧に実施することから始まり、国内でうまくマッチングできなかった子どもに限り、国際養子縁組の候補児として取り扱うのである。

ガイドラインでは、国内・国際養子縁組に関し、実親、子ども、そして養親に対するソーシャルワークを認可された団体のソーシャルワーカー等が行うことが盛り込まれている。養子縁組の手続きは、高度なソーシャルワークであり、訓練を受けたソーシャルワーカーが取り扱うべきであるが、国際養子縁組の実務は、その上に異文化理解・外国語能力・法的知識などの能力を備えたソーシャルワークである。日本では、大学・大学院レベルの教育で養子縁組・里親委託のソーシャルワーカーの養成が整っておらず、国際養子縁組の実践者は有資格のソーシャルワーカーではないのが懸念される。

ガイドラインでは、具体的な支援を、実親への支援と法的レリンクイシューメント、子どもに関する調査報告書の作成と委託までの準備(ライフブック作成も含む)、養親の調査と養子縁組手続きに関し、詳しく提示している。国内での養子縁組が叶わない場合、国際養子縁組が検討されるが、その場合、ハーグ条約にあるように、子どものニーズに合わせ、

子どもの調査書を締約国の中央当局から受入国である締約国の中央当局に送り、子どもとの縁組を希望する養親候補者がいれば出身国の中央当局に連絡し、委託を進める。

3. 海外の国際養子縁組（韓国・フランス）

本研究では、諸外国の国際養子縁組について調査したものを参考にした。養子の送り出し国である韓国と受入国であるフランスの国際養子に関し、抜粋して以下に紹介したい。

1) 韓国の国際養子縁組

①国際養子縁組の動向

1958年から2012年までの海外養子の合計は167,672人に上る。とりわけ80年代は海外養子縁組の全面開放の時期であり、歴史上もっとも多くの子どもの国際養子となった。しかし、ソウルオリンピックをきっかけとして、海外からの非難が高まり、徐々に海外養子縁組への制限がかけられるようになった。2007年からはクォータ制を実施し、初めて国内養子縁組件数が海外を上回るようになる。その後も海外養子縁組への非難は高く、国連からハーグ条約批准への度重なる勧告もあり、2013年5月24日ようやくハーグ条約に署名した。

②ハーグ条約批准に向けて

現在は批准するための準備を進めている状況で、中央当局は保健福祉部、公的機関は中央養子縁組院、認可団体は養子縁組斡旋機関が位置付けられる可能性が高いが、この三者間でどのように役割分担をするのかについてはまだ定まっていない。これまで養子縁組機関が行ってきた子どもの保護、養親と実親の相談、養親候補者の適合性の調査報告などを中央当局がどのように管理監督するのか、あるいはより直接的に関わるのか。養子縁組あっせん機関は認可団体として認められるのか、それとも指定し直すことになるのか。中でも海外養子縁組に関しては、中央養子縁組院が一括して業務を行なうという案が実現される可能性が高い。これらのことが今保健福祉部と韓国保健社会院を中心に議論されている状況である。

③出自を知る権利と中央養子縁組院

中央養子縁組院はハーグ条約批准を視野に入れて2011年養子縁組特例法改正の際に立ち上げられた機関である。子どもや家族の情報を含めて実親を捜すために必要な統合データベースの構築をはじめとし、養子縁組後の支援サービスの体系化、養子縁組政策・制度の研究、関連機関の支援・協力のためのネットワーク構築などを目的として設置された機関である。国際養子が自分の情報を求めて韓国にきた場合、養子縁組機関ではなく、国が設立した公的な機関からの情報提供を求めることも設立の大きなきっかけとなった。改正特例法では第36条に、養子縁組情報の提供について明記しており、養子になった者は、中央養子縁組院または養子縁組機関が保有している情報を要請することができ、中央養子縁組院または養子縁組機関長は実親の同意を得て情報を公開するようになっている。

④海外よりも国内を選ぶようになった実親

2008年に韓国女性政策研究院が43か所の施設に入所した未婚母を対象に実施した調査によると、自らの養育は32.6%(740名)、国内養子縁組希望者は42.6%(965名)、国際養子縁組希望者は14.1%(320名)となっている。国際養子縁組が好まれていた80年代からは大きく変わっており、国内養子縁組を希望する実親が海外よりも3倍ほど多い。それは、国内を優先とする政策により、養子縁組機関が相談過程の中でまず国内を進めていることが考えられる。また、国際養子の当事者活動などにより、国際養子になった場合子どもがアイデンティティの危機を経験することへの危惧から、同じ文化圏で育つことを望むという側面や、国内でも十分に経済的な余裕のある家庭で信頼できる養親に育ててもらえるという安心感が増してきたことなどがその背景にあると思われる。

2) フランスの国際養子縁組

①国際養子縁組の始まりと国際的原則づくり

フランスでは、国際養子縁組は1970年代の末から徐々に行なわれるようになった。そのきっかけの一つに、目の前で親が殺されるという悲惨な体験をした東南アジアの子どもたちが赤十字によって連れてこられ、養子縁組が目的ではなかったが、ボランティアでその子どもたちを受け入れた家族の間に愛着関係が生まれ、養子縁組が希望されるようになったことである⁴⁾。国際養子縁組は、子どもの出身国と受入国の法制度に違いがあるために様々な障壁のあることがわかってきた。

このような問題を解決するために、国際間養子縁組に基本原則を定める必要が認識されて、1960年代の終りから、国際会議が世界各地で定期的に行われ、多くの国々と子どもの福祉に関わる専門家が参加し、国内および国際養子縁組と里親委託に関する原則および実務のガイドラインづくりが検討されてきた。その成果が、1986年の国連の「国内・国際養子縁組ならびに里親委託に係る子の保護と福祉についての社会的および法律的諸原則に関する宣言」となり、子どもの権利条約20条と21条に影響を与え、1993年の「国際養子縁組における子の保護と協力に関するハーグ条約」として結実した。フランスは、これらの動きに積極的に参加してきたが、ハーグ条約には、1998年に批准し、以来、外国から来る子どもの国際養子縁組は、ハーグ条約の規定に従って行なわれるようになった。

②国際養子縁組活動の規制と国際養子縁組数

フランスでは、1985年に全ての養子縁組希望者は、親族または継親による養子縁組を除いて、養子縁組をするための適性と適合性を証明する認定を受けねばならなくなった。国際養子縁組の希望者も、県が交付する認定書を取得することが不可欠の条件となった。

さらに、1986年には、外国から来る子どもの養子縁組に携わる団体と個人は、県の許可を必要とするだけでなく、さらに子どもの出身国を特定して、外務省からその養子縁組活動を行なう権限を付与されなければ、活動ができなくなった。その結果、認定証を取得した家族が年々増加したが、国内に養子可能な子どもが少ないために、国際養子縁組へと関心が向けられ、それを支援する団体や個人の活動が盛んになった。それらの団体や個人に

は、自ら外国の子どもと養子縁組した家族が、その経験を活かして、その国の子どもの養子縁組を仲介するボランティア的組織をつくり、熱心に活動するようになった。

J-F. Matteiによれば、1979年には、養子の出身国が7か国であったのに対し、1993年には、70か国以上に増えた。そして1996年には、フランスで生活する外国出身の養子が33,000人以上となり、米国に次いで国際養子縁組の最も多い国になった。

③最近の国際養子縁組の激減

この国際養子縁組の増加傾向は、2005年の年間の縁組数4136件をピークに減少に転じ、2013年度には1343件と激減した。その理由を公益グループ法人 Agence française de l'adoption の派遣員モニック・カストロノボさんは、つぎのように話してくれた。

「それは、国際養子縁組に関する1993年のハーグ条約の普及によって国際養子縁組に出される子どもが非常に少なくなったことです。なぜかと言いますと、子どもの権利をもっと守るという立場から外国の養親に委託する子どもは、それ以外に方法のない子どもきり外国へ出さなくなり、その子どものタイプも大きく変わり、5, 6歳以上の子ども、きょうだい、そして健康に問題があり、しかも症状の重い子どもが多くなってきたことです。」

ハーグ条約では、子どもの最善の利益に最大の考慮が払われることを確保するために、次のことを認めている。a. 子どもは家庭環境のもとで成長しなければならない b. 子どもにパーマネンス（恒久的環境）を保証することが一時的措置よりも望ましい c. 自国で適当な家族を見いだせない子どもは、国際養子縁組が提供する恒久的家族の利益を受けられる（Guide de bonnes pratique No.1 en vertu de la Convention de la Haye du 29 mai 1993 の43項）。

このaとbを実現するために、養子縁組は施設ケアや里親家庭養育よりも勝っていると考えられ、cの理念を実現するために国際養子縁組が認められている。

フランスでは、国際養子縁組にたずさわる小規模のボランティア的組織が公的補助を受けることなく、養子縁組家族を支えてきた。しかし、委託児童数の大幅な減少と子どものタイプの変化は、小規模団体に死活的な深刻な影響を与えているのではないだろうか。

その状況に対応するためにフランスでは、民間の養子縁組認可団体を経済的に援助するのではなく、国の基金で運営される公立機関 Agence française de l'adoption を2005年に創設し、全県の養子縁組課にその派遣員を配置し、国際養子縁組の希望者を募集し、養子縁組後の支援にも、派遣員が協力する体制を整えている。また、障がいや疾患のある外国の子どもを養子にしようとする家族をパリ本部に集めて、医師による医療的コンサルテーションを委託の前後に受けられるようにし、この国際的な変化に対応しようとしている。

④個人的養子縁組に対する規制

外国の子どもを公民の国際養子縁組機関に頼らず、自ら情報と手づるを得て、個人的に行なう国際養子縁組をフランスでは、個人的養子縁組 *adoption individuelle* と呼び、国際養子縁組中央当局が指導することで、認めている。このタイプの国際養子縁組は、かつて、国際養子の60数%以上を占めていたが、最近では、35%程度に半減している。その理由は、

ハーグ条約締約国において個人的養子縁組を禁じる国々が増えていることと、公立機関 *Agence française de l'adoption* から養子縁組をする家族や単身者が増えていることである。そして、国際養子の対象となる子どものタイプの大きな変化は、機関による総合的支援のない個人的養子縁組が子どもの状態にどう対応できるのかという懸念も抱かせている。

このように、フランスでは、いま、受入国として国際養子縁組の支援のあり方に大きな質的变化を求められているといえるのではないだろうか。

4. 日本の国際養子縁組

1) 日本の国際養子縁組の動向

①日本から国外に国際養子縁組に出る子ども

日本から国外に養子縁組を目的に出国する子どもの数であるが、日本がハーグ条約を批准しておらず、国際養子縁組を取り扱う中央当局がないため、実態を把握することは大変困難である。厚労省が民間養子縁組機関からの報告を取りまとめた発表⁵⁾によると、民間養子縁組あっせん養親が国外に居住する数は、2009年6件、2010年13件、2011年24件、2012年14件となっている。しかし、アメリカ合衆国国務省が国際養子縁組のホームページで公表している日本からアメリカ合衆国へ国際養子縁組に出た子どもの数は、2009年44件（うち1歳未満が26人、4歳以下を合わせると35人が乳幼児）、2010年32件、2012年21件、2013年22件となっている。おおよそ、年間20人ほどの子どもがアメリカ合衆国へ国際養子縁組に出ていることになるが、その他の国への出た子どもに関しては把握できていない。

国際養子となる子どもの背景であるが、アメリカ合衆国への移民ビザ（IR-3、IR-4）は孤児であることが条件であるが、実際は親権者である未婚の母が養育を放棄する形でビザが発効されている。過去の調査⁶⁾によると、国際養子縁組に出る子どもは障がい児や病気がある、親が精神病である、外国人である、また近親相姦から生まれた子どもなど特別のニーズを抱えた子どもで、国内の日本人家庭で受け入れ困難な子どもである、という回答が得られたが、実態は明らかにされていない。

②国外から日本に国際養子縁組で入る子ども

養子縁組を目的に日本に入国する子どもの数であるが、これも日本には中央当局がないため実態を把握することは困難である。家庭裁判所における家事涉外事件として集計されている件数のうち、「養子をするについての許可」つまり普通養子縁組が2009年で414件、2010年で352件、特別養子縁組が2009年29件、2010年37件とある⁷⁾。普通養子縁組は、フィリピンなどから妻の連れ子あるいは親類の子として日本に連れてきた子どもとの養子縁組が多いと推測される。日本はハーグ条約の締約国ではない為、相手国の中央当局を通して国際養子縁組を進めることができない。

③日本の国際養子縁組の手続き

民間機関が行う国際養子縁組の手続き一般であるが、本研究調査班は国際養子縁組を長年手がけている民間機関を訪ね、実際の国際養子縁組手続きに関して情報を得た。

図1に示した通り、まず、子どもを養子に出したいという国際養子縁組の相談が実親・児童相談所などから入り、機関のソーシャルワーカーが実親・子ども・養育者などと面会し、国際養子縁組が妥当か相談を受ける。親権者の養育意思がなく、養子縁組に出すことを強く望み、又客観的に養子縁組が子どもにとって最善の利益となる場合、機関は児童調査書を作成し、機関内で養子縁組候補者となるか審議する。その際、国際養子縁組について、機関のソーシャルワーカーが実親に十分説明し、実親から養子縁組に同意する書類を取る。十分な審議を経て、子どもは養子縁組候補者となる。

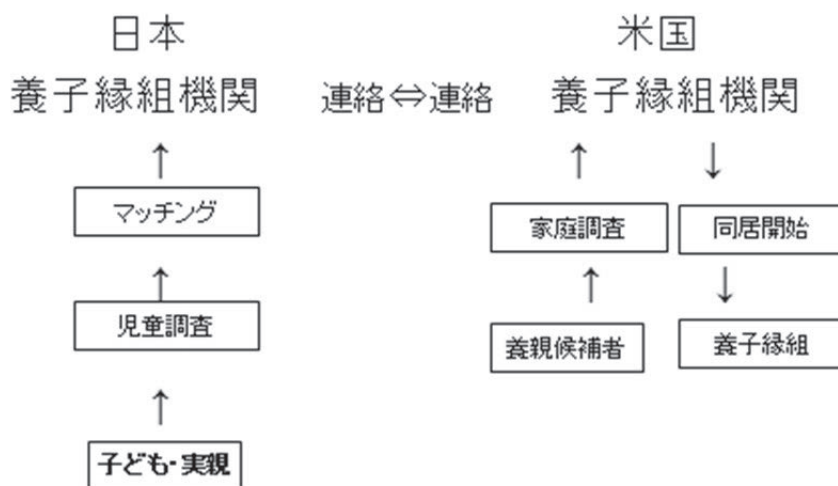
一方、国外の養子縁組希望者は、居住地の国で許可された養子縁組機関でソーシャルワーカーによる家庭調査を受け、認定された後に養親候補者としてリストに登録される。日本からの養子を希望する場合は、機関を通して日本の提携機関・連携機関に照会される。日本はハーグ条約の批准国でない為、中央当局を通す必要はない。

国内の民間機関は、特定の養子候補児のニーズを最も満たす養親候補者を国外の養親候補者の中から選定し、マッチングする。マッチングの結果、国外の養子縁組機関に児童調査書を送付し、養親候補者の候補児の受け入れ意思を確認する。

養親候補者が照会のあった候補児を養子に迎えたいという場合は、子どもの委託準備が始まる。実親候補者の協力を得て、子どものパスポートやビザの申請を行い、書類の準備が整い次第、養親候補者が子どもを迎えに日本に来る。養親候補者は通常1週間以上日本に滞在し、子どもと関係を作り、ビザの準備が整い次第子どもと一緒に帰国する。

養親候補者と同居を始めた子どもの適応状況は、国外の養子縁組機関より定期的に報告書が送られ、半年くらい経過して養子縁組の申し立てがなされ、その後養子縁組審判書が日本の民間機関に送付される。機関は、養子縁組を子どもの本籍地に届け、養子の新戸籍が作成される。養子縁組から1年ほどたつと、養子は養親の国への帰化・市民権取得の手続きができる。

図1－国際養子縁組の流れ



2) アメリカ大使館への聞き取り調査結果

アメリカ大使館は日本から国際養子縁組でアメリカ合衆国に出国する子どものビザ申請を担当しており、養子に出る子どもの状況にある程度把握していると推測された。そこで、本研究調査班はアメリカ大使館を訪問し、最近の日本からアメリカ合衆国への国際養子縁組についての聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査は、2014年6月26日にアメリカ大使館において行われた。面接調査に応じてくれたのは、アメリカ国務省副領事と領事部ビザチーフ、領事部査証課日本人職員で、通訳を介して調査班5名が用意した質問に丁寧に答えてくれた。以下、アメリカ大使館からの回答を要約する。

①最近の日本からアメリカ合衆国への国際養子縁組の数と子どもの特徴・背景

過去3年間で、養子縁組の数が減っているが、その理由には3.11以降多くのアメリカ人が日本から帰国したこと、孤児ビザ申請で資格審査を厳格に行うので時間がかかること、日本で未婚の実親が子どもを引き取って育てることに抵抗が無くなった等、色々考えられる。

一方、日本から子どもを迎えるアメリカ人にとっては、日本は乳児のケアが高水準であることと、乳児の養子縁組が可能なこともあり、大変関心がある国である。過去1年で20件位の子どものビザ申請を取り扱ったが、障がいのある子どもというのはまれでせいぜい2件位である。

②実母との面談と養子縁組の同意の確認

養子に出る子どもは、「孤児」というビザでアメリカ合衆国に入国することになるが、実

母がいても養育ができないという理由なので、可能な限り実母に面談をして、養子縁組について理解しているかを確認している。その結果、実母は養子縁組機関からきちんと説明を受けており、民間機関が取った同意書も理解している事がわかった。

③日本の民間養子縁組機関との関係

アメリカ合衆国は2008年にハーグ条約を批准し、一定基準のもとで認可された民間機関が家庭調査などを行うという標準的な養子縁組の手法が確立されている。一方、日本では、民間機関については、口コミの評判だけで、日本政府が保証したという証明がない。

④ハーグ条約批准による、日本の国際養子縁組への影響

アメリカ合衆国がハーグ条約を批准したことによる日本への直接的な影響はない。日本はハーグ未批准国なので、批准国であるアメリカ合衆国への養子縁組は、米国移民に準ずる形で、従来通り養親側に問題がないか確認し孤児ビザを発行する。もし、日本がハーグ条約に加盟したら、子どもは「Convention Adoptee」という扱いになり、双方の国の中央当局同士で、子どもに関するやり取りをすることになる。

⑤日本政府への助言

ハーグ条約批准を推進する立場として、引き続き日本政府に働きかけたい。その前に、まず、国内の養子縁組で何らかの基準を設けた法律を通すこと、次に国内のどの省庁が責任を持つかを決め、さらには中央当局を決めることである。

5. 民間機関への国際養子縁組に関する聞き取り調査と結果

国際養子縁組調査研究班では、民間機関に聞き取り調査を行い、その結果を集計・分析する事になった。以下は、調査の方法と結果である。

1) 調査方法

調査対象機関は、厚労省の発表する「民間養子縁組あっせん事業の状況について」の届出のある民間事業者(機関と称す)の中から、養親が国外に居住する相談を多く受けている機関3機関を選び、そのうちで調査協力の承諾が得られた2機関とした。調査期間は2014年8月から2014年12月にかけて、訪問調査を実施した。

調査は、それぞれの機関の面接室で行われ、調査に当たっては、事前に調査票を送付し、調査当日は2名の調査員が調査票(資料1. 2参照)に基づき、聞き取り調査を行った。機関側は、代表者とソーシャルワーカーが2名体制で回答を行った。回答は、機関の了解を取って、録音させてもらい、録音を基に記録を作成した。

2) 調査結果

機関への訪問調査から得られた回答を質問項目ごとにまとめ、分析の対象とした。得られた調査結果は、機関ごとにまとめると個別の事例が特定される恐れがあるため、2団体の総合として表記し、表1にまとめた。以下、簡単に説明を加えたい。